

平成27年9月第41回互理町議会定例会会議録（第5号）

○ 平成27年9月11日第41回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 鈴木洋子 2 番 高野孝一

3 番 熊田芳子 4 番 小野一雄

5 番 佐藤正司 6 番 安藤美重子

7 番 百井いと子 8 番 渡邊重益

9 番 鈴木邦昭 10番 渡邊健一

11番 四宮規彦 12番 高野進

13番 熊澤勇 14番 佐藤アヤ

15番 高橋晃 16番 鞠子幸則

17番 佐藤實 18番 安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------------------|-----------|------------------------|-----------|
| 町 長 | 齋 藤 貞 | 副 町 長 | 三 戸 部 貞 雄 |
| 総 務 課 長 | 佐 藤 浄 | 企 画 財 政 課 長 | 吉 田 充 彦 |
| 用 地 対 策 課 長 | 佐 藤 雅 徳 | 税 務 課 長 | 西 山 茂 男 |
| 町 民 生 活 課 長 | 南 條 守 一 | 福 祉 課 長 | 阿 部 清 茂 |
| 被 災 者 支 援 課 長 | 吉 田 美 和 子 | 健 康 推 進 課 長 | 岡 元 比 呂 美 |
| 農 林 水 産 課 長 | 齋 藤 幸 夫 | 商 工 観 光 課 長 | 齋 義 弘 |
| 都 市 建 設 課 長 | 佐 々 木 人 見 | 復 興 ま ち づ くり 課 長 | 櫻 井 禎 |
| 上 下 水 道 課 長 | 川 村 裕 幸 | 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 | 牛 坂 昌 浩 |
| 教 育 長 | 岩 城 敏 夫 | 教 育 次 長 兼 学 務 課 長 | 鈴 木 邦 彦 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 佐 藤 和 江 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 菊 地 和 彦 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 | 佐 藤 浄 | 代 表 監 査 委 員 | 澤 井 俊 一 |

○ 事務局より出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 丸 子 司 | 庶 務 班 長 | 伊 藤 和 枝 |
| 主 事 | 櫻 井 直 規 | | |

議事日程第5号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長諸報告

日程第 2 議発第 1号 安全保障関連法案の廃案、撤回を求める意見書

日程第 3 認定第 1号 平成26年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 認定第 2号 平成26年度亶理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 認定第 3号 平成26年度亶理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 認定第 4号 平成26年度亶理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定第 5号 平成26年度亶理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 認定第 6号 平成26年度亶理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 認定第 7号 平成26年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第 8号 平成26年度亶理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第 9号 平成26年度亶理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第10号 平成26年度亶理町水道事業会計決算認定について

(以上10件一括議題・総括質疑・特別委員会付託)

午後 1時00分 開議

議長（安細隆之君） これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、13番 熊澤 勇議員、14番 佐藤アヤ議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、議案提出議案についてであります。意見書案1件を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 議発第1号 安全保障関連法案の廃案、撤回を求める意見書

議長（安細隆之君） 日程第2、議発第1号 安全保障関連法案の廃案、撤回を求める意見書の件を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。高橋 晃議員、登壇。

15番（高橋 晃君） それでは、安全保障関連法案の廃案、撤回を求める意見書のほうをちょっとごらんください。

私のほうからこちらのほうを読み上げさせていただきます、内容の説明をさせていただきます。

では、内容のほうを読ませていただきます。

安全保障関連法案の廃案、撤回を求める意見書。

現在、参議院で審議されている安全保障関連法案は、憲法第9条の趣旨に反し、日本を再び戦争へと導く可能性があるものである。憲法は国家権力を制限し、国民

の基本的人権を保障するという役割を担っている。憲法解釈を変更し、憲法に違反する法案を可決することは立憲主義に背くものである。

また、憲法の前文及び第9条により徹底した平和主義が貫かれている。そのため、これまでの政府見解でも自国が武力攻撃を受けた場合に、必要最小限度の自衛権の行使を認めるという範囲にとどまっている。日本が直接、武力攻撃を受けていないにもかかわらず、武力行使を可能とする集団的自衛権が憲法上許されないという認識は、多くの法律家の間で共有されている。

ところが、昨年7月の閣議決定及びそれを具合化した安全保障関連法案は、これまでの政府見解を根底から覆し、同盟する他国への武力攻撃を前提に自衛隊がその他国とともに世界中で武力行使をすることが可能な内容となっている。

昨今、学者を初めとする各界の有識者により安全保障関連法案の問題点及びその危険性が明確に指摘されており、また全国各地で国民の反発の声も広がっている。真に安全保障上、日本を取り巻く環境が変化したことを理由とするならば、外交力の強化を図るとともに、憲法上の主権者である国民の意見に耳を傾け、さらに議論を重ねつつ、憲法第96条に定められた手続に従って憲法改正を目指すべきである。

よって、次のことを国会及び政府に強く要望する。

安全保障関連法案を廃案、撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月11日。

衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、防衛大臣殿、外務大臣殿。

宮城県亘理町議会。

以上であります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） まず、同盟する他国への武力攻撃を前提に、自衛隊がその他国とともに世界中で武力行使をすることが可能な内容となっているとこのようにございますけれども、この内容はどこに載っているのか教えていただけますか。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） ただいまのご質問です。明確にと言われるとつらいんですけども、少なくとも政府案の中で全体の内容を把握しますと、このような内容になると

いうふうに捉えております。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） このような内容というと、ちょっとどこにその内容がきちっと刻まれているのかですね。

昨年7月1日の閣議決定、これを見ますと、「他国が「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所で実施する補給、輸送などのわが国の支援活動については、当該他国の「武力の行使と一体化」するものではないという認識を基本とした以下の考え方に立って、わが国の安全の確保や国際社会の平和と安定のために活動する他国軍隊に対して、必要な支援活動を実施できるようにするための法整備を進める」こととすると、こういうふうに記載しているわけですね。ですから、ここに見る限りは、「世界中で武力行使することが」ということが載っているので、このところがちょっと私は意味がわからなかったもので、どういうことかなと思って今確認しましたけれども、もう一度お願いします。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15 番（高橋 晃君） では、お答えいたします。

まず、こちらに書いた先ほどの定義でありますけれども、これは一般的な集団的自衛権の定義になります。政府案、確かに書いてあるかどうかわかりませんが、正直言いましてこの内容というのは集団的自衛権の基本的事項ですので、その内容を問われましても、これが一般的な集団的自衛権の定義になります。

いろいろ歯どめをかけているということはわかるんですが、先ほど私も申し上げましたように、有識者から一般的に指摘されているのが、余りに広範過ぎてどこまで限定しているのかわからない、やはり曖昧であるという点がよく指摘されておりますが、そういった点から私は先ほど申し上げたという次第です。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） そのためにも憲法9条のもとで許容される自衛の措置、新3要件というものを国のほうでは閣議決定したわけですが、これによりますと「わが国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」と第1要件にはこのように載っております。この「明白な危険」、非常にこの言葉は私は重い言葉、

限定的な意味合いを持っていると思います。「明白な危険」、危険というものは日本の法律の中で何法入っているか。788法あるそうです。そして、この「明白な危険」の「明白」というのが入った法律は何本あるかと、6法あると。そういった中で限定的な、本当に重い言葉が入っているわけなんです。

それで、第2要件としては、その第1要件がまずクリアして、第2要件として「これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないとき」と。要するに、皆さんを守るとき、ほかに適当な手段がないときとこのようになっているわけです。

そして、3要件目には「必要最小限の実行力を行使する」と。「必要最小限」ともうそういう形であるわけなんですけれども、この件についてどう思われますか。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） まず先ほど申し上げましたように、新3要件、確かに限定するということで提示はいただいておりますけれども、正直、国民の反発の様子とかを見ますと、そこがわかっていない。実際どういう場面でこれが適用されるのかと明確になっていないところが、やはりまだまだ解決されないというところで見ますと、これをそのまま通していいものかというところがあります。

それから、今いろいろと集団的自衛権でお話をしていただきましたけれども、私の文書をもう一度見返していただきたいんですが、私はまず立憲主義に背くというところを一番重視しております。つまり、集団的自衛権自体は、はっきり言わせてこの憲法の枠外ですね。当然この中で議論されるべきことではない。まず集団的自衛権自体が許されないという考え方に入ります。

といいますのは、憲法はそもそもこういった行為によって、また再び戦闘行為とかが起こらないように、そのために憲法をつくっているんです。国家権力とか国家公務員等、公務員がこういったことをしないように、歯どめをかけるために憲法をつくったんです。実際、それを重視してきたこれまでの政権も、やはり集団的自衛権ではなくて個別的自衛権がまず前提だと、その中で議論をしてきたというのがこれまでの流れかと思います。そこに突然、集団的自衛権が認められるという話が出てきますと、正直飛躍じゃないかと。きちんともし、本当にこれを通すのであれば、まず議論をしましょうと。国民の間で議論をして、しっかりと改正手続が96条に載っていますので、これに基づいてやるべきではないでしょうか。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。10番渡邊健一議員。

10番（渡邊健一君） 北朝鮮が核開発と弾道ミサイル開発を行い、中国は経済成長に伴って軍拡を続け、東シナ海、南シナ海で領土拡張を狙う野心を隠してない。国有化された領土である沖縄県石垣市尖閣諸島にも中国側の工船が領海侵入を継続して行っている。このように、日本の安全保障環境が大きく変わってきている中で、安全保障関連法案は日本の平和を守り、国民の安全を高める法案である。

集団的自衛権は、国連が全ての国に対して認めている権利である。よって、安全保障関連法案の廃案、撤回を求める意見書に対して、私は反対いたします。

議長（安細隆之君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 私は、安全保障関連法案の廃案、撤回を求める意見書の提出について、賛成の立場から討論を行います。

理由を申し述べます。この法案は戦争法案であり、明白に憲法第9条違反、違憲法案であります。政府は、解釈改憲でこの法案を可決しようとしています。立憲主義、平和主義の最大の危機であります。具体的な内容に入ります。

法案審議の過程で後方支援と称して可能と説明したのは、世界のどこでも他国軍にミサイルや戦車、化学兵器、ロケット弾等の輸送ができ、発進準備中の戦闘機、爆撃機への給油が可能としております。また、国会承認抜きで平時にアメリカ艦船を守る武器等防護に武器を使えることになっております。集団的自衛権の行使について、具体的に安倍首相は日本人が乗るアメリカの輸送艦を自衛隊が守ると明言しておりましたが、中谷防衛大臣は日本人が乗っているか否かの判断ではない、絶対的なものではないというふうに答弁しております。そして、総合的に判断すると述べるだけで、何が認定の理由になるか明言はしておりません。要するに、国の存立が脅かされる存立危機事態での集団的自衛権の行使の説明には、首相と防衛大臣が食い違う答弁をしています。存立危機事態の曖昧さが増す中、どんな場合に集団的自衛権を使うのか、具体例が揺れております。

ホルムズ海峡の機雷除去の必要性では、輸入原油の8割が通るタンカーが通れな

くなれば、我が国の存立が脅かされ、存立危機事態に該当すると安倍首相の答弁がありますが、宮沢経済産業相は日本のパイプラインがあると、迂回路の存在を認めております。首相と外務大臣、そして経済産業相の答弁が食い違っています。さらに、7月29日には、首相は参議院特別委員会で南シナ海は迂回ルートがあるので、機雷除去は想定しにくい旨の答弁をしながら、武力行使の条件に当てはまれば対応すると発言しております。重要影響事態で他国軍を後方支援する際は国会の事前承認が原則となっていますが、例外的に事後承認を認めています。例外が拡大解釈されることは、これまでの国会審議を見ても明らかであります。

集団的自衛権を使うための武力攻撃事態法案では、対処基本方針に盛り込まれる存立危機事態に至る経緯や事実関係について国会の承認を得る必要があるとなっていますが、中谷防衛大臣は7月29日の質疑で特定秘密が含まれる場合も考えられると答弁。としますと、情報の一部が開示されない可能性を認めております。特定秘密の対象になれば、情報全体が隠されるおそれがあります。このように、これまで認められていない法制に比べて、時の政権の裁量の余地が大きく広がっております。総理大臣の説明は正しい、私は総理大臣だ、だから私の説明は正しい等の論外の発言もあります。

1972年、昭和47年の政府見解では、外国の武力攻撃への措置は必要最小限度の範囲にとどめるべきであり、集団的自衛権の行使は憲法上許されないとなっています。その後の政権もこの見解を引き継いでおります。

昨日、台風18号の影響による記録的な豪雨により茨城県の鬼怒川が決壊しました。濁流につかった家の屋根の上にいる人を自衛隊のヘリコプターによる懸命な救助活動が、きのう放映されておりました。きょうは大崎市のことが放映されております。この方々を戦場に送って人を殺す、さもなければ殺される場面をつくってはなりません。難民支援に携わるNPO、非政府組織であります。の関係者は、自衛隊が他国軍への後方支援などで活動範囲を広げることが、やがて自分たちの活動の障害になりかねないとの危機感を抱いております。相手国からは、敵に見られるからであります。

戦争をする国、戦争ができる国になるのを見逃すことはできません。よって安全保障関連法案の廃案、撤回を求める意見書提出に賛成をいたします。

以上、討論を終わります。

議長（安細隆之君） ほかに討論ありませんか。（「反対討論ですか」「反対討論です」の声あり）9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 反対の立場から討論させていただきます。

まず現在、日本を取り巻く安全保障環境が大きく変化しております。また、厳しさを増しております。特に、北朝鮮の弾道ミサイル関連技術は飛躍的な進歩を遂げ、核実験も3回実施しております。中国の軍備増強と海洋進出も著しくなっております。このような中で、どのような状況であっても対応できるすき間のない安全保障体制を構築し、紛争を未然に防止する抑止力、これを強化する必要があると私は考えます。

今回、提出されたこの意見書に書かれている内容には、誤解に基づく表現がありますので、その問題点を指摘し、今回の安全保障関連法案について申し上げます。

まず、意見書には「日本が直接武力攻撃を受けていないにもかかわらず、武力行使を可能とする集団的自衛権が」とあります。また、昨年7月の閣議決定及びそれを具体化した安全保障関連法案には、これまでの政府見解を根底から覆し、同盟する他国への武力攻撃を前提に、自衛隊がその他国とともに世界中で武力行使をすることが可能な内容になっているとあります。昨年7月の閣議決定では、これまでの憲法9条解釈の根幹を守るということで、自衛の措置発動は自国防衛のためであることを明らかにした、先ほども申しました新3要件、これが定められました。

平和主義という憲法の柱を堅持し、憲法9条のもとで認められる自衛の措置の限界を示したものです。この新3要件は、あくまでも自国防衛のために自衛隊による武力行使が許される要件であり、憲法の専守防衛の大原則の枠内です。専守防衛でございます。憲法解釈の基本倫理とか憲法9条の規範を維持した、そういった上で、今回自国防衛のための許容される自衛の阻止としての武力行使の限界を、これを政府が示したと私は思っております。

また、日本が戦争に参加する国になると、先ほどもちょっと厳しいお話がございましたけれども、それは全く私は誤解だと思っております。今回、一連の議論の目的は国民の命、平和な暮らしを守るためであり、日本の自国防衛が大前提であります。これまでと同様、海外で武力行使することは全くない。1972年、先ほど話しておりました1972年、昭和47年、これは田中内閣のときでしたけれども、個別的自衛権を発動できるよう政府見解により厳格な3つの要件が示されました。当時、参議

院決算委員会で出されたこの3要件の文書をベースに中身を固めたのが、今回の新3要件となっております。

この日本への武力攻撃がもし発生した場合に加えて、先ほど3要件を申しましたので、もうここでは3要件は申しません。それで、他国防衛にならないためのこの3要件というのは、歯どめになっているんです。自衛隊が他国に行って戦争をするというのは、全くのこれは暴論でございます。

それから、先ほど学者を初めとする各界の有識者により安全保障関連法案の問題点及びその危険性が明確に指摘されているとありました。先般、衆議院憲法調査会で3人の憲法学者が安保法制について違憲であると指摘したことが問題となっており、廃案にすべきだとの主張もありました。しかし、大事なのは日本の安全保障をどのように考えているのか、私はここを強く言いたいのであります。憲法学者がそれぞれの持論を述べるのは、これは自由でございます。国は領土や国民の命を守る義務を負っているわけであります。皆さんの命も守らなきゃいけない、それを負っているわけであります。何かが起こってから、まさか他国が日本の島を奪取するとは思っていなかった。見てください。竹島、1953年、武力行使によって占拠されております。そしてまた、このような想定はしていなかったもので、自衛隊はすぐには対応できませんでした。これでは済まされないんです。そうならないように、外交努力で防げるものは徹底して防ぐとともに、万が一に備えた対応ができるようにするための安全保障関連法案であり、これは戦争法案ではないんです。戦争を起こさせないための、日本国民を守るための法案であると。

私は、以上で反対討論とさせていただきます。

議長（安細隆之君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。7番百井いと子議員。

7番（百井いと子君） このたびの安全保障関連法案は、昨年7月1日に閣議決定した集団的自衛権の行使容認に引き続き、主権者である我々国民の意思を無視した政府の暴挙であると考えます。時の権力者の判断で国が左右されることになれば、日本国憲法の基本原理である国民主権、基本的人権の尊重、平和主義をも否定されたこととなります。安倍政権は、憲法前文や第1条に明記されている「主権は国民にある」、つまり「主権在民」という言葉を忘れてしまったのでしょうか。

国民の安全、国益を守るために集団的自衛権の行使が絶対に必要であるなら、政府の考えをきちんと示した上で我々国民に真意を問うべきであると考えます。その

ためには、憲法第96条に定められている手続に従い、憲法改正を目指した上で明確な判断を下してほしいと考えます。したがって、このたびの高橋 晃議員の安全保障関連法案の廃案、撤回を求める意見書に賛成いたします。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに討論ありませんか。まず、反対討論です。いいですか。4番 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 私は、憲法学者でも何でもありません。普通の日本人であります。今、この安全保障関連法案が国内でいろいろ議論されておりますが、私の信頼しておりますジャーナリストが2名おります。櫻井よしこさんと田久保忠衛さんであります。この方々の出席した国民フォーラムが過日、9日に開催されまして、新聞報道されました。私は、この日本の国を守る安全保障関係については、この2方の意見がまさにそのとおりだなというふうにも今でも考えております。せっかくの機会がありますから、読み上げてみたいと思います。

北朝鮮や中国の脅威を抑止し、日米関係のきずなを強化する法制の早期成立を断行すべきだと、こういう国民フォーラムであります。ジャーナリストの櫻井よしこさんは、中国は軍事力だけでなく、覇権を打ち立てる意思を持っているとアピールした、強調したと。一日も早くこの法案を成立させなければならないと、こういうふうに言っております。それから、日本会議の田久保会長であります。集団的自衛権の行使は限定としてやるんだと。早急に成立を求める。成立後には、憲法の改正を進めるべきだと。

それから、もう1人、森本元大臣が出席しております。現在の日米安保条約は、アメリカだけが義務を負っていると。片務的な条約だと。簡単に言えば、日本は何もしていないと。全部アメリカに任せている。それではおかしいと。やっぱり法案の成立によって日米同盟を強化させなければならないと、こういうふうにもアピールしているんですね。私は、この考えに全く賛成なんです。

もっと衝撃的なのは、2日前のテレビでありました。ごらんになった方もあろうかと思いますが、クローズアップ現代でアジアの高校生が一堂に集まって、スマホなし、パソコンなしで意見交換をしたと。その中で、いろいろ日本の高校生はこの関連法案反対とか、安全保障関連法案反対だとか何とかいろいろ出てきたと。そうしたら、韓国の学生は、理想を追求する前に現実を直視する必要がありますよと。韓国は、北朝鮮から国を守るという義務があるんだと高校生がそう思っている

んですね。それを言った。そうしたら、日本の高校生は黙ってしまった。これは何か。やはり日本人は余りにもノンポリ過ぎじゃないか。やっぱり国の防衛、国防というものを真剣に今から、やっぱり若いうちから教えていかなきゃならない。

戦争なんて好きなやつは誰もいないと思います。ただ、国をどうやって守るのかということを真剣に考える必要があるのではないかなと私は思っています。したがって、この関連法案廃案、撤回を求める意見書については、私は反対であります。以上。

議長（安細隆之君） ほかに討論ありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 私は賛成議員でありますので、3点にわたって賛成の理由を述べたいと思います。

まず第1は、この安全保障関連法案が憲法違反だということです。戦闘地域での兵たん、戦乱が続いている地域での治安活動、米艦防護のための武器使用、そして集団的自衛権、このどれもが憲法を踏み破る海外での武力行使そのものであります。圧倒的多数の憲法学者、元内閣法制局長官に続いて、最高裁判所長官を務めた山口 繁さんも憲法違反と断じました。9月8日の参議院平和安全特別委員会の参考人質疑で大森政輔元法制局長官は、憲法逸脱と批判しました。合憲か違憲かの論争には、はっきり決着がついたのではないのでしょうか。いかに安倍政権が国会で多数を持っていたとしても、憲法違反の法案を強行することは許されません。そんな権利は誰にもありません。

第2点目、第2点は安倍政権がついに国民の理解を得ることができなかったということでもあります。自民党の高村副総裁は、最近戦争法案を国民の理解が得られなくても成立させると言い放っております。究極の居直り発言ではないのでしょうか。同時に、これは与党の敗北宣言でもないのでしょうか。3カ月余りの衆参の審議で、ついに国民の理解を得ることができなかった政府与党が、国民を説得する立場も能力も持ち合わせていないことをみずから認めたものではないのでしょうか。国民の6割以上が今国会での成立反対と頑強に反対している法案を強行することは、日本国憲法の平和主義を踏みにじるだけでなく、国民主権の大原則を踏みにじるものであります。

第3点は、自衛隊の暴走という大問題です。自衛隊の河野統幕長が、昨年12月に神戸市米軍幹部と会談しました。その会談録と思われる内部文書が明らかになりま

した。河野幕僚長は、昨年2月の段階で安全保障関連法案は来年夏までには終了すると米側に約束しています。許し難い軍の暴走ではないでしょうか。

憲法破壊、民主主義破壊、軍の独裁、もはや道理は一かけらもありません。安全保障関連法案は廃案しかありません。8月30日には、国会で12万人の方々が集まりました。国会だけではありません。全国1,000カ所で安全保障関連法案反対の声を上げております。高校生の方々、大学生を初め若い世代の方々、そして憲法学者の皆さん、日本弁護士会の弁護士の先生の皆さん、演劇会の皆さん、芸術家の皆さん、あらゆる各層階層の人たちが安全保障関連法案を廃案にするという大きな声を上げています。こういうことは、今までなかったことであります。60年安保は、労働組合や団体がいわば強制的に動員しましたが、今は自分の判断でこの法案はおかしい、そういう声を1人1人の国民が上げているではありませんか。安全保障関連法案廃案、撤回、これしかありません。以上で賛成討論といたします。

議長（安細隆之君） ほかに討論はありませんか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 安全保障関連法案の廃案、撤回を求める意見書に対して反対の立場から申し上げます。

日本の平和と安全を守るために、安全保障法制の整備は必要です。今回の法制は、憲法に適合し、国際法上の位置づけも整理してあるという点、さらに安保政策として紛争を未然に防止するものであります。現在、北朝鮮の核開発や中国の領土拡張主義など我が国の周辺に起きる問題に加えて、日本の存立危機につながるペルシャ湾の紛争やイスラム国などによる国際テロを考えると、一国だけで自国を守る時代は終わったと思います。我が国を取り巻く環境が大きく変化している以上、国民の生命と安全を守るための法整備は急務の課題であり、既存の論理の枠内で必要な体制を整備しなければなりません。

よって、安全保障関連法案はしっかりとしていかなければならないと考えております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議発第1号 安全保障関連法案の廃案、撤回を求める意見書の件を採決いたします。この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。（「うそだ、うそ」「うそでしょう、冗談じゃないわよ」「いい加減なやつだ、あんた」の声あり）傍聴人の方に申し上げます。静粛にお願いします。（「まじめにやれよ、まじめに」の声あり）私語は慎んでください。（「偶像にしている。まじめにやれよ」の声あり）傍聴人に申し上げます。静粛にお願いします。傍聴席からの発言は禁じます。なお、議事進行の妨げになる場合には、退場を命じますので、ご承知おき願います。（「信じられない」「まじめにやれよ」「核兵器を落とされた日本をどう思っているんですか」の声あり）

起立少数であります。（「核はなくさんといかんの。そんなもんで平和はできない」の声あり）よって、議発第1号 安全保障関連法案の廃案、撤回を求める意見書の件は否決されました。（「核兵器によって平和なんかできるものではない」「静かにお願いします」「偽りだ」「静かにお願いします」の声あり）

日程第 3 認定第 1号 平成26年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定についてから

日程第12 認定第10号 平成26年度亙理町水道事業会計決算認定についてまで

（以上10件一括議題）

議長（安細隆之君） 日程第3、認定第1号 平成26年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第12、認定第10号 平成26年度亙理町水道事業会計決算認定についてまでの以上10件を一括議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 認定第1号から認定第9号までの9件について会計管理者から提案理由の説明を求めます。会計管理者兼会計課長。

会計管理者兼会計課長（牛坂昌浩君） それでは、平成26年度亙理町一般会計並びに各種特別会計歳入歳出決算概要についてご説明申し上げます。

配付資料の決算概要説明書をご準備いただきたいと思います。

認定第1号 平成26年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定から認定第9号 平成

26年度亙理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定まで、一括してその概要についてご説明申し上げます。

最初に、認定第1号 平成26年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成26年度の一般会計決算額は、前年度決算額と比較すると歳入総額で28.0%、歳出総額で25.8%の減となり、歳入歳出それぞれ前年度決算額を下回ったものの、東日本大震災からの復旧・復興事業費により、震災前の決算規模と比較すると依然として増大している状況であります。

まず、歳入から申し上げます。

予算現額387億1,767万円、調定額389億951万7,000円、収入済額386億3,450万9,000円。不納欠損額は町税と分担金及び負担金並びに諸収入で2,074万1,000円。収入未済額は2億5,426万7,000円で、主なものは町税の1億6,719万円と、翌年度へ繰り越すこととなった東日本大震災に伴う道路整備事業に係る国庫支出金3,418万3,000円、災害公営住宅整備事業に係る町債2,530万円であります。

歳入決算額386億3,450万9,000円を一般財源と特定財源に区分すると、一般財源、町税、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税、繰越金等は150億7,381万5,000円、特定財源、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、町債等は235億6,069万4,000円となっております。

また、自主財源と依存財源別では、自主財源、町自体で調達できる例えば町税、使用料及び手数料、財産収入等が212億3,648万6,000円で、決算額に対し55.0%、依存財源、地方交付税、国庫支出金、県支出金、町債等が173億9,802万3,000円で、決算額に対し45.0%となっております。

歳入決算の主なものとしては、町税については町たばこ税を除く全ての税目で増加しており、前年度比1.9%増の33億142万9,000円。地方交付税は、東日本大震災に係る震災復興特別交付税の減少により、前年度比18.4%減の54億6,193万2,000円。国庫支出金は、災害廃棄物処理事業の完了に伴い、国庫補助金が大幅に減少したことにより前年度比57.3%減の76億382万円。県支出金についても、国庫支出金と同じく災害廃棄物処理事業の完了に伴い、県補助金が大幅に減少したことにより、前年度比48.1%減の20億7,797万7,000円。財産収入は、防災集団移転先宅地に係る土地売り払い収入等により前年度比317.6%増の6億3,421万1,000円。繰入金

の主なものは、復旧・復興事業に充てる財源として東日本大震災復興交付金基金等からの繰り入れで、前年度比2.4%減の112億4,789万4,000円、繰越金は主に復興事業に伴う繰越事業が減少したことにより前年度比36.3%減の51億4,274万2,000円。町債は、災害公営住宅整備事業に係る借入額の増により96.9%増の16億8,700万円となっております。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額387億1,767万円、支出済額351億247万8,000円、翌年度繰越額26億5,985万1,000円、不用額9億5,534万1,000円で、執行率は90.7%であります。

目的別の歳出構成比は、前年度に引き続き東日本大震災の影響が顕著にあらわれており、土木費39.0%、総務費22.5%、民生費10.1%、災害復旧費8.9%、農林水産業費5.5%の順となっております。

このうち土木費については、災害公営住宅整備事業の増加に伴い、前年度比45.1%増の136億9,996万1,000円となりました。また、総務費については東日本大震災復興交付金基金への積み立てが、その採択状況により大幅に増加したことから、前年度比74.9%増の79億735万8,000円。民生費については、社会福祉経費及び児童福祉経費の増により前年度比8.0%増の35億4,506万円となりました。

これらの歳出を性質別に分けると、義務的経費、人件費、扶助費、公債費は45億1,718万1,000円で、歳出総額の12.9%、投資的経費については普通建設事業費、住民生活に直接かかわる社会資本の整備に要する経費等が143億2,912万4,000円、災害復旧費が31億4,051万3,000円で、合わせて49.7%、その他の経費、物件費、補助費等、繰出金等は131億1,566万円で、37.4%の割合となっております。

実質収支について申し上げます。

歳入総額386億3,450万9,000円、歳出総額351億247万8,000円、歳入歳出差引額は35億3,203万1,000円となりました。繰越明許費繰越額と事故繰越繰越額として翌年度へ繰り越すべき財源25億9,907万1,000円を控除しますと、実質収支額は9億3,296万円となりました。

このうち8億8,200万円を地方自治法第233条の2の規定により財政調整基金へ積み立て、残額の5,096万円は平成27年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第2号 平成26年度亘理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、国民健康保険被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な保険給付を行う国民健康保険事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額42億2,523万2,000円、調定額45億5,659万5,000円、収入済額43億6,319万1,000円。不納欠損額は、国民健康保険税で1,762万8,000円。収入未済額1億7,577万6,000円は、国民健康保険税の未収金であります。

また、予算現額と収入済額との比較では1億3,795万9,000円の増で、調定額に対する収入率は95.8%となっております。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額42億2,523万2,000円、支出済額40億9,175万9,000円、不用額は1億3,347万3,000円で、執行率は96.8%であります。

歳出で主なものは、保険給付費の27億9,200万9,000円で、歳出構成比の68.2%、後期高齢者支援金等が4億7,699万2,000円で、11.7%であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額43億6,319万1,000円、歳出総額40億9,175万9,000円、歳入歳出差引額は2億7,143万2,000円で、実質収支額も同額であります。

このうち、2億6,600万円を地方自治法第233条の2の規定により国民健康保険事業財政調整基金へ積み立て、残額の543万2,000円は平成27年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第3号 平成26年度互理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、町内に居住もしくは生活の基盤を置く高等学校、大学等の学生を対象として、向学心があり、学業、人物ともに優秀かつ健康であって学費の支弁が困難と認められた方へ奨学金を貸与し、有能な人材育成を目的とした奨学金貸付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額1,087万1,000円、調定額2,276万3,000円、収入済額1,216万5,000円。収入未済額1,059万8,000円は、奨学金貸付金収入の未収金であります。

予算現額と収入済額との比較では、129万4,000円の増となりました。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額1,087万1,000円、支出済額815万3,000円、不用額271万7,000円となっております。貸付者数は24人、貸付額は734万1,000円となりました。執行率は75.0%であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額1,216万5,000円、歳出総額815万3,000円、歳入歳出差引額は401万2,000円で、実質収支額も同額であります。

このうち390万円を地方自治法第233条の2の規定により奨学教育基金へ積み立て、残額の11万2,000円は平成27年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第4号 平成26年度亘理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、生活環境の整備と公衆衛生の向上、さらに公共用水域の水質保全を目的とした公共下水道事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額21億4,066万7,000円、調定額17億4,172万6,000円、収入済額17億1,457万9,000円。不納欠損額は、下水道受益者負担金192万9,000円と下水道使用料64万2,000円で、257万1,000円。収入未済額2,457万6,000円は、受益者負担金及び下水道使用料であります。

予算現額と収入済額との比較では、4億2,608万8,000円の減。調定額に対する収入率は98.4%であります。

続いて、歳出について申し上げます。

歳出の主なものは、災害復旧費と公共下水道、流域下水道の事業費、それに公債費であります。予算現額21億4,066万7,000円、支出済額16億2,563万9,000円、翌年度繰越額4億7,916万円、不用額3,586万8,000円、執行率は75.9%となりました。

実質収支について申し上げます。

歳入総額17億1,457万9,000円、歳出総額16億2,563万9,000円、歳入歳出差引額は8,894万円となり、繰越明許費繰越額及び事故繰越繰越額として翌年度へ繰り越すべき財源6,179万3,000円を控除しますと、実質収支額は2,714万7,000円となりました。

実質収支額2,714万7,000円は、平成27年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第5号 平成26年度亙理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、公共用地取得事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額513万円、調定額と収入済額は同額の508万5,000円。

歳入の主なものは、長瀬小学校用地取得費の償還金として、一般会計からの繰入金500万円であります。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額513万円、支出済額505万5,000円、不用額7万5,000円。支出済額は、全額が土地開発基金への繰出金であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額508万5,000円、歳出総額505万5,000円、歳入歳出差引額は3万円で、実質収支額も同額であります。

実質収支額3万円は、平成27年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第6号 平成26年度亙理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、介護保険被保険者の要介護状態または要支援状態の方々に対して、必要な保険給付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額27億5,389万円、調定額27億1,136万8,000円、収入済額27億7万4,000円。不納欠損額は、介護保険料で240万7,000円。収入未済額888万7,000円は、介護保険料の未収金であります。

歳入の主なものは、介護保険料5億861万2,000円、国庫支出金5億9,844万5,000円、支払基金交付金7億4,179万2,000円、県支出金3億8,842万1,000円、繰入金4億5,990万1,000円であります。

予算現額と収入済額との比較では、5,381万6,000円の減となりました。調定額に対する収入率は99.6%であります。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額27億5,389万円、支出済額26億6,243万8,000円で、執行率は96.7%となっております。

歳出で主なものは保険給付費25億6,157万1,000円で、支出済額の96.2%を占めております。

実質収支について申し上げます。

歳入総額27億7万4,000円、歳出総額26億6,243万8,000円、歳入歳出差引額は3,763万6,000円で、実質収支額も同額であります。

このうち3,500万円を地方自治法第233条の2の規定により介護保険給付準備基金へ積み立て、残額の263万6,000円は平成27年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第7号 平成26年度わたり温泉島の海特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、わたり温泉島の海事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

わたり温泉島の海は、東日本大震災により甚大な被害を受け営業を休止しておりましたが、平成26年10月4日より日帰り入浴を再開しました。

歳入から申し上げます。

予算現額6,177万6,000円、調定額と収入済額は同額の5,377万2,000円となりました。

歳入の主なものは、利用収入3,488万2,000円、わたり温泉島の海運営基金からの繰入金1,400万円であります。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額6,177万6,000円、支出済額5,051万5,000円、不用額1,126万1,000円、執行率は81.8%であります。

歳出の内訳は、管理運営費5,036万1,000円、基金積立金15万4,000円です。

実質収支について申し上げます。

歳入総額5,377万2,000円、歳出総額5,051万5,000円、歳入歳出差引額は325万7,000円で、実質収支額も同額であります。

このうち310万円を地方自治法第233条の2の規定により、わたり温泉島の海運営

基金へ積み立て、残額の15万7,000円は平成27年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第8号 平成26年度亶理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、75歳以上の方と65歳以上で一定の障害があると認められた方を対象とした後期高齢者医療給付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額3億2,950万円、調定額3億485万1,000円、収入済額3億213万2,000円。不納欠損額は、後期高齢者医療保険料で3万6,000円。収入未済額268万3,000円は、後期高齢者医療保険料の未収金であります。

予算現額と収入済額との比較では2,736万8,000円の減、調定額に対する収入率は99.1%であります。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額3億2,950万円、支出済額2億9,260万円、不用額3,690万円で、執行率は88.8%であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額3億213万2,000円、歳出総額2億9,260万円、歳入歳出差引額は953万2,000円で、実質収支額も同額であります。

953万2,000円は、平成27年度へ繰り越すことにいたしました。

最後に、認定第9号 平成26年度亶理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、工業用地等造成事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額13億9,296万2,000円、調定額と収入済額は同額の13億8,775万9,000円です。

歳入の主なものは、一般会計からの繰入金6億4,869万3,000円、財産収入3億3,297万1,000円、町債4億円です。

予算現額と収入済額との比較では520万3,000円の減となりました。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額13億9296万2,000円、支出済額10億8,805万8,000円、翌年度繰越額2億9,960万円、不用額530万4,000円で、執行率は78.1%となりました。

実質収支について申し上げます。

歳入総額13億8,775万9,000円、歳出総額10億8,805万8,000円、歳入歳出差引額は2億9,970万1,000円となりました。

繰越明許費繰越額として翌年度へ繰り越すべき財源2億9,960万円を控除しますと、実質収支額が10万1,000円となりました。

実質収支額10万1,000円は、平成27年度へ繰り越すことにいたしました。

以上で、認定第1号 平成26年度亘理町一般会計歳入歳出決算認定から、認定第9号 平成26年度亘理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定までの概要説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては関係課長からお答えいたしますので、慎重審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長（安細隆之君） 会計管理者の説明が終わりました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は2時15分といたします。休憩。

午後 2時04分 休憩

午後 2時15分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第10号について、上下水道課長から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、お手元の亘理町水道事業会計決算概要説明書の1ページをお開きいただきます。

平成26年度亘理町水道事業会計決算概要。

認定第10号 平成26年度亘理町水道事業会計決算概要についてご説明いたします。

水道事業経営につきましては、安全で安心な水道水を低廉・安定的に供給することに意を用い、地方公営企業法を適用し、公営企業の独立採算制を踏まえて、経営の健全化・効率化に鋭意努力してまいりました。なお、地方公営企業会計制度の大

幅な改正があり、本年度から全面適用となったため、本年度より新たに追加された項目や前年度と比較して大幅な差が生じている項目もございます。

なお、当年度収支につきましては、1億7,348万6,783円の純利益を計上することになりました。

また、資金面においては、現金の収入を伴わない収益として長期前受金戻入が6,159万9,128円あり、現金支出を伴わない経費であります減価償却費等が1億8,552万9,209円費用化されており、現金預金の残高は前年度より1億4,747万8,680円増の8億488万5,877円となりました。

それでは、平成26年度における事業内容であります。年度末給水戸数は1万1,645戸で、前年度より251戸、率にしまして2.20%増加し、給水人口は3万3,733人で、前年度より175人、率にして0.52%増加しております。なお、普及率は前年度と同じ98.9%となっております。

また、年間の有収水量は、2,466立方メートル減の326万1,550立方メートル、1日平均にしますと8,936立方メートルとなります。有収率は前年度より0.30ポイント低下して88.42%となっております。

次に、決算報告書の内容ですが、収益的収入及び支出から申し上げます。

まず収入ですが、水道事業収益では、予算額9億2,849万円に対して決算額10億854万2,096円で、8,005万2,096円の増となっております。

なお、営業収益のうち給水収益は、消費税率が8%に引き上げられた影響もあり、前年度と比較して1,388万2,578円、率にしまして1.73%の増となっており、営業外収益のうち加入金は前年度と比較して711万3,000円、率にしまして6.16%の減となっております。

また、新会計制度移行により今年度から発生することになった長期前受金戻入は、6,159万9,128円となっております。

続いて、支出ですが、最少の経費で最大の効果を上げることに意を用い事業経営に当たった結果、水道事業費用は予算額8億5,967万7,000円に対して決算額8億2,453万8,619円で、3,513万8,381円の不用額となっております。

なお、新会計制度移行による影響としては、減価償却費が4,409万6,956円、率にして34.32%増加しております。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入ですが、予算額 1 億8,239万4,000円に対して決算額 1 億7,725万5,800円、513万8,200円の減となっております。

また、資本的支出では、予算額 3 億9,364万円に対して決算額 3 億6,822万2,241円、2,541万7,759円の不用額となっております。

したがって、資本的収入額が資本的支出額に対して 1 億9,096万6,441円不足しておりますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,450万7,560円、当年度分損益勘定留保資金 1 億4,779万9,312円、過年度分損益勘定留保資金 2,865万9,569円で補填した次第であります。

以上までの決算報告については、消費税及び地方消費税込みの額でそれぞれ決算書の備考欄に付記いたしております。

次に、経営状態であります。損益計算書に示してありますように、当年度は 1 億7,348万6,783円の純利益を計上することになりました。純利益が生じた主な要因としましては、給水収益は663万4,312円減少したものの、災害公営住宅の新築や昨年引き続き住宅、それから民間アパートの新築が多かったため、加入金収入が 1 億30万円となったことが主なものであります。

なお、当年度の純利益 1 億7,348万6,783円と前年度より繰り越ししております繰越利益剰余金 3,375万9,419円と、新会計制度移行に伴い発生しました剰余金 5 億3,989万6,577円を合わせた当年度の未処分利益剰余金につきましては、7 億4,714万2,779円となりました。

なお、剰余金計算書については、新会計制度移行による増減として明示しておりますが、借入資本金は固定負債及び流動負債に振りかえたためなくなり、資本剰余金のうち償却資産の取得に要した分を繰り延べ収益と未処分利益剰余金に振りかえたため、大幅に減少しております。

剰余金処分につきましては、未処分利益剰余金のうち 1 億5,000万円を減債積立金に、5 億3,989万6,577円を建設改良積立金にそれぞれに積み立てし、残りの 5,724万6,202円を翌年度に繰り越したいと考えてございます。

次に、給水原価であります。今年度の 1 立方メートル当たりの給水原価は、前年度より 12円39銭増の 234円78銭で、これに対して供給単価は、前年度より 1円86銭減の 232円92銭となっております。したがって、給水原価から供給単価を差し引くと、1 立方メートル当たり 1円86銭の損失が生じたこととなります。

次に、財政状況であります。貸借対照表で明らかなおとおり、資産合計58億1,022万8,327円となりました。これは、昭和41年の水道事業創設以来今日まで蓄積した総資産であり、その源泉については負債、資本に示しているとおりであります。

なお、前年度に比較して資産及び資本が減少し負債が増加しているのは、新会計制度移行に伴う影響であります。

次に、建設改良費であります。本年度は、一般配水管工事7件、設備更新工事6件、消火栓2基を設置、施工しており、また受託工事については、企画財政課から中央工業団地の配水管布設工事の受託を受け、施工しました。さらには、配水管等漏水修理33カ所、田沢浄水場送水用ポンプフード弁更新工事等の修繕工事を行い、水道水の安定供給に万全を期した次第であります。

今後は、東日本大震災により被災した水管施設の復旧・復興に多大な費用を要する一方、給水人口の減少等により給水収入の減少が懸念されますが、長期計画の展望に立ち、さらなる経費の節減等経営の効率化を図り、地震、災害などに強いライフラインの構築及び水圧不足の解消等に努め、より一層安全で安定した良質な水道水の供給を目指し努力してまいり所存であります。

以上で概要説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長（安細隆之君） 上下水道課長の説明が終わりました。

当局からの説明が終わりましたので、これに対し監査委員から監査結果の報告を求めます。代表監査委員、登壇。

〔代表監査委員 澤井俊一君 登壇〕

代表監査委員（澤井俊一君） 監査委員を代表いたしまして、私から平成26年度の決算審査結果についてご報告を申し上げます。

決算審査意見書をご用意いたします。

地方自治法、地方公営企業法及び財政健全化法の規定により、審査に付された平成26年度互理町一般会計及び各種特別会計の歳入歳出決算、基金の運用状況、水道事業会計の決算並びに財政健全化法による審査を実施いたしました。

決算概要については、先ほど会計管理者から詳しく説明がありましたので、重複しないようにこの決算審査意見書に基づいて概要をご報告いたします。

1 ページには、審査の対象となった一般会計と8つの特別会計、18の基金名を記載しております。

2 ページは、審査の期間、審査の方法、審査の結果を記載しております。

3 ページは、決算の総括として一般会計と特別会計の合計決算額を記載しております。予算現額496億3,769万8,745円に対し、歳入額491億7,326万6,265円、歳出額449億2,669万5,844円、差引額は42億4,657万421円となっております。歳入額は対前年度比75.89%、歳出額は対前年度比で77.69%となっております。

各会計の歳入・歳出の決算概況については、5 ページの表であります。

上の表、歳入の概況は、一般会計と特別会計の予算現額、調定額、収入済額などを集計したものであります。

中ほどの不納欠損額は、一般会計と特別会計の合計で4,338万3,531円となっており、前年度に比べ1,429万5,114円増加しております。

収入未済額は、合計で4億7,678万6,011円となっており、前年度に比べ6億2,063万2,295円減少しております。

予算額に対する収入割合は99.06%、調定額に対する収入割合は98.95%となっております。

下の表、歳出の概況では、予算現額に対する執行率は90.51%で、不用額は総額12億7,239万2,133円となっております。

6 ページからは一般会計の歳入歳出決算であります。下の比較表のとおり決算額は前年度に比べて減少しております。

9 ページをごらんください。

①の表、中ほど、収入済額Cの歳入合計額は386億3,450万8,557円で、前年度に比べて150億4,600万9,314円減少しております。また、右から2列目の不納欠損額では町税、分担金及び負担金、諸収入で発生しており、合計で2,074万1,160円となっております。その右側の収入未済額の合計は2億5,426万7,064円で、前年度に比べ2億7,057万9,929円減少しておりますが、震災関連の国県支出金の減少に伴うものであります。

10ページは、款別歳入決算状況の対前年度比較表ですが、前年度に比べて増加したのは町税、配当割交付金、地方消費税交付金、財産収入などとなっております。歳入合計の対前年度比率は、71.97%となっております。

11ページは、町税の対前年度比較表ですが、軽自動車税が平成27年4月から引き上げられることに伴い、平成26年度末に駆け込み需要の影響もあり、11.84%の増加となりました。

12ページは、町税の税目別収入の状況であります。

13ページから15ページには、各款ごとの説明を書いておりますので、後ほどごらんください。

16ページからは、歳出決算状況となっております。

19ページをお開きください。

歳出の総括表ですが、歳出の合計額は支出済み額Bの下から3行目、351億247万7,690円となっており、執行率は90.66%となっております。構成比は、震災関連事業の影響により2款総務費と8款土木費で全体の約62%を占めております。また、震災関連事業を含め執行を完了できないために発生した翌年度繰越額は、事故繰越を含めた26億5,985万1,077円となっております。そのうち、括弧内の翌年度に繰り越すべき財源は、25億9,907万1,309円となっております。

20ページは、款別歳出決算の対前年度比較表ですが、前年度に比べ121億7,729万8,052円、25.76%の減少となっております。

以下、22ページまでは各款ごとの説明を書いておりますので、後ほどごらんください。

23ページは、地方債現在高であります。

一般会計の地方債については、事業債などの償還額がありましたが、3番、公営住宅建設事業債、9番、都道府県貸付金、17番、臨時財政対策債の発行があり、差し引き年度末残高では9億6,303万7,985円増加しております。

23ページ下の国民健康保険特別会計は、償還があり、減少しております。

24ページの公共下水道事業債、工業用地等造成事業特別会計、水道事業会計の年度末現在高は、いずれも前年度に比べて減少しております。地方債残高の合計は、233億244万5,166円で、前年度に比べ4億5,249万4,782円増加しており、町民1人当たり換算しますと68万3,196円となっております。

24ページ下から25ページにかけては、一般会計から他会計への繰出金、負担金の状況となっており、わたり温泉島の海特別会計、公共下水道事業特別会計の繰出金が減少したことにより、合計額は前年度に比べて2億8,271万4,939円減少しており

ます。

26ページから36ページまでは、特別会計の歳入歳出決算状況となっておりますが、前年度と比較できるように25年度と26年度の2年分を記載しております。特別会計のうち、事業執行の完了ができなかったため翌年度へ繰り越した額は、30ページの下の方で、公共下水道事業特別会計、繰越額1億8,926万7,911円のうち、繰越明許費繰越額は3,483万2,911円、事故繰越額は31ページ、次のページの上の方で2億8,989万1,780円となっております。

同じく36ページをごらんください。

一番下の表で、工業用地等造成事業特別会計、繰越額で2億9,960万円で、繰越明許費繰越額も同額となっております。

37ページは、実質収支に関する調書です。一般会計と特別会計の合計額を記載しておりますが、実質収支額は合計で12億8,610万6,265円となっております。(2)財政の構造については、一般会計の一般財源と特定財源の構成比率は39対61となっており、自主財源と依存財源の構成比率は55対45となっております。依存財源の減少については、震災関連の国県支出金の減少によるものであります。

38ページは、歳出の性質別構成の3年間の推移表ですが、投資的経費が大幅な減少となっており、構成比率は49.7%となっております。

39ページは、財政分析主要指数の推移であります。普通会計における財務比率と財政健全化法による健全化判断比率を3年分並べて書いております。この財政分析は、財政収支の均衡が保たれているか、財政構造の弾力性はどうかなど総合的な財政状況を数値であらわしているものです。また、効率的で公正な財政運営がなされているか、行政水準の確保、向上は図られているかなど、将来の行財政運営にどう反映させるか判断する重要な財政分析資料でもあります。

上の表をごらんください。

①経常収支比率は88.8%。

②連結実質赤字比率は、赤字なし。

③実質公債費比率は8.5%で、前年度に比べ1.1ポイント改善されています。

④将来負担比率は、計算上マイナスになりましたので、表示はありません。

⑤積立金現在高比率は335.6%。

⑥地方債現在高比率は、前年度より12.8ポイント増加し、150.3%となっております。

ます。

⑦財政力指標は、0.513となっております。この指数は、財政基盤の強さを示す数値で、大きいほど財政力が強いとされますが、県下で1を超えているのは女川町のみとなっております。

この表の右側に財政指標の欄が2つありますが、1つは県の市町村課が県下市町村の決算統計の数値を集計して、6種類の比率をそれぞれ4段階に分類し、レーダーチャートで公表しているものです。下に亶理町の25年度と26年度のレーダーチャートを作成しておりますが、25年度分については、県の市町村課がことしの3月に公表したものです。26年度分はまだ公表されておられませんので、参考までに25年度の4段階の数値で作成したものです。

39ページの下から40ページにかけて、各区分の説明が書いてありますので、後ほどごらんください。

41ページをごらんください。

一般会計、特別会計の歳入歳出の決算総括表であります。決算収支の内容と実質単年度収支までを一覧表にし、全体の決算収支の状況が把握できるように作成したもので、この表は特別会計への繰出金等を控除しない決算書の数字のままで作成しております。

42ページは、財産に関する調書ですが、土地は主に震災による危険区域買入れと災害公営住宅地の管理がえによる増加、建物は災害公営住宅の建設及び長瀬小学校、荒浜中学校と荒浜保育所、児童館、吉田保育所の再建等により増加したものです。

43ページの出資による権利は、増減がなく4,800万1,000円となっております。

44ページから46ページは、基金の運用状況であります。当年度末現在高は249億7,829万1,000円で、前年度に比べて34億768万6,000円減少しております。基金の運用益は、利子収入535万9,000円となっております。

47ページからは、結びとして平成26年度の一般会計並びに特別会計の決算審査の概要を記載しておりますが、総括しますと、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び各基金の運用状況は、いずれも関係法令に基づいて作成され、計数も諸帳簿と正確に符合しており、予算の執行についても有効かつ適正に執行されているものと認められました。また、各会計の事務

並びに会計処理、財産管理及び決算処理においても適正かつ正確であると認められました。

次に、水道事業会計の決算審査結果についてご報告を申し上げます。

1 ページは、審査の対象、期間、方法、結果を記載しております。

2 ページは、予算の執行状況として収益的収入及び支出、3 ページは資本的収入及び支出の予算決算の内容をそれぞれ税込みの金額で記載しております。

4 ページ、2 経営の成績の内容については、14 ページをごらんください。14 ページの損益計算書でご説明をいたします。

この表の左側が借方費用、右側が貸方収益となります。前年度と比較できるように、2 年分を並べて計上しております。先ほど上下水道課長から説明のとおり、収益、費用ともに前年度に比べて増加しており、右側、貸方計から左側、借方計を差し引いた26年度の純利益は、1 億7,348万6,783円の黒字となっております。

下から3行目の繰越利益剰余金とその下の地方公営企業会計制度改正に伴い発生したその他未処分利益剰余金変動額をプラスして、翌年度への繰越額となる当年度未処分利益剰余金は7 億4,714万2,779円となっております。

公営企業である水道事業は、営利を目的としているわけではありませんが、貸借対照表と損益計算書の内容を分析してみますと、5 ページ中段の財務比率表にあるとおり安全性を見る流動比率、自己資本構成比率はいずれも経営指標を満たしておりますが、財政的バランスを見る固定資産長期適合率では、望ましいと言われていた100%未満より大きくなり、健全性の確保が崩れております。今後も災害復旧事業を初め、施設の維持管理、配水管更新などの経費増加による厳しい財政状況が予測されるので、単年度収支の黒字確保を維持するとともに、本来の目的である公共の福祉増進に特段の努力を図られるよう望むものであります。

なお、審査の結果については、決算審査に付された決算書及び附属書類は適正に作成され、かつこれらの係数は正確であり、財政状況及び経営成績を適正に表示しているものと認めました。

次に、財政健全化法による審査意見についてご報告を申し上げます。

次の色紙のところがございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による審査については、町長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書

類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を行いました。

審査の結果については、2ページの財政健全化判断比率の表にあるとおり、法に基づく4指標のうち①実質赤字比率と②連結実質赤字比率は、実質収支が黒字であるため赤字比率としては表示できないもので、表にあるとおり横棒表示としてあります。前年度に引き続いて、赤字ではないということでもあります。③実質公債費比率は8.5%で、早期健全化基準の25%以内となっております。④将来負担比率については、計算上マイナスになっておりますので横棒表示とし、早期健全化基準の350%以内となっております。

3ページの2資金不足比率については、法非適用企業である公共下水道事業特別会計、わたり温泉鳥の海特別会計、工業用地等造成事業特別会計の審査の結果は、いずれも実質収支が黒字であり、資金不足は発生していないので、経営健全化基準の20%と比較すると良好な状態にあると認められます。また、審査に付された財政健全化比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

4ページには、各比率の計算式を記載しておりますので、後ほどごらんください。

次に、水道事業会計、経営健全化審査意見書の2ページをお開きください。

法適用企業の水道事業会計の経営健全化審査は、資金不足比率で経営状況の健全性を判断することになっております。水道事業の決算審査意見書の5ページ、財務比率表で短期流動性を示す流動比率が264.56%となっておりますが、経営健全化審査意見書の3ページ、最後のページでございますけれども、審査における資金不足比率を算出するに当たって翌年度の企業負債償還予定額を1年基準で流動負債に算入し計算しても、実質流動比率は同じく264.56%となっております。

2ページに戻っていただきまして、実質的な資金不足比率はマイナスの73.71%となっておりますので、資金不足状態にはなく、経営健全化基準の20%と比較すると良好な状態にあると認められます。

3ページには、資金不足額の計算と資金不足比率の計算式を記載しておりますので、後ほどごらんください。

審査の結果、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上で決算審査意見書についての概要説明を終わりますが、総括として平成26年度の一般会計決算状況は、歳入歳出ともに前年度を下回っておりますが、依然として震災復興関連事業の影響により決算規模が増大しております。今後においても、震災からの復興に対し最優先に取り組まねばならない課題であり、多額の財源を必要とすることから、より一層の効率的な財政運営に努め、自主財源の確保に努める必要があります。

震災後4年6カ月が経過し、震災復興関連工事も着々と進んでおりますが、依然として繰越明許費繰越額、事故繰越額も多額になっております。本町は、今年度も多額の地方債、企業債及び償還利子などの経常的経費があります。また、これからも他会計への繰出金、負担金など容易に縮減できない経常的支出がありますので、常にコスト意識を持って経費の節減に努め、今後とも町政の健全な発展と地域住民の福祉の増進を図るため、財政の長期的な収支均衡確保に留意しながら、引き続き効率的な行財政の運営に努められ、大津波の教訓を生かし、防潮堤や避難場所、避難道路の確保など防災・減災対策を急ぐとともに、後世に誇れる安全で安心して住めるまちづくりに尽力されますよう要望いたしまして、平成26年度決算審査の結果の概要説明と報告とさせていただきます。

議長（安細隆之君） 監査結果の報告が終わりました。

演台移動のため、このまま暫時休憩をします。休憩。

午後2時55分 休憩

午後2時56分 再開

議長（安細隆之君） 引き続き会議を開きます。

これより総括質疑に入ります。

総括質疑は、認定第1号から認定第10号までの10件について一括して行います。

通告者は、質疑を許します。

16番鞠子幸則議員、登壇。

〔16番 鞠子幸則君 登壇〕

16番（鞠子幸則君） 16番鞠子幸則です。私は、財政分析主要指数の推移について総括質疑を行います。

先ほど代表監査委員も説明されましたけれども、地方債現在高比率はレーダーチャート上、平成26年度は3段階であります。平成25年度は4段階でありました。な

ぜ地方債現在高比率の指数が低下したのか、答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、お答えいたします。

平成26年度普通会計決算における地方債現在高比率は、前年度比で12.8ポイント低下し、150.3%となりました。平成25年度決算における宮城県内市町村の単純平均値が147.8%でありまして、本町の26年度数値はそれを上回っていることから、3段階となったものであります。

指数低下の要因としましては、地方債残高が前年度比で9億6,303万8,000円増加したためであります。事業別で見ますと、特に災害公営住宅整備事業にかかわる地方債が11億6,920万円の増、災害援護資金貸付事業にかかわる宮城県貸付金が3,630万円の増となったことが大きく影響しております。

災害公営住宅整備事業につきましては、ご存じのとおり東日本大震災復興交付金の基幹事業であります。通常の交付金事業であれば、補助裏分に当たる地方負担分につきましては震災復興特別交付税が措置されますが、災害公営住宅整備事業におきましては整備後に家賃収入が見込まれ、それをもって住宅管理等にかかわる各経費に充てることから、補助裏分、補助率が8分の7でございますので補助裏分が8分の1ですが、この補助裏分は震災復興特別交付税措置ではなく、一般財源もしくは地方債発行での対応となります。

平成26年度におきましては、災害公営住宅整備が本格化し、現年度分及び繰越分を合わせて94億4,391万8,000円の事業費となりました。それに伴い、多額の一般財源が必要となることから、後年度への負担平準化も考慮し、11億6,920万円の地方債を発行したものであります。

なお、平成26年度末の災害公営住宅整備事業にかかわる地方債残高は14億8,740万円であり、償還期間につきましては、木造住宅が20年、元金据え置き3年、鉄骨造住宅が30年、元金据え置き5年となっております。

次に、災害援護資金貸付事業につきましては、被災者への新規貸し付け分として4,700万円を平成26年度に借り入れしましたが、既貸付者からの繰り上げ償還が1,070万円あったことにより、差し引き3,630万円増加しております。平成26年度末の借入残高は6億5,865万円であり、貸付者の定期償還が始まる平成29年度までは年々増加していくものと思われまます。最初の貸し付けであります平成23年8月貸付

者の定期償還開始時期は、平成30年2月で、据え置き期間は6年間でございます。

以上のように、地方債現在高比率が指数として低下した主な要因につきましては、東日本大震災関連事業実施にかかわる借り入れが増加したためであります。しかしながら、災害公営住宅整備事業が平成27年度で完了するということから、今後においては比率は徐々に改善していくものと思われまます。平成27年度においても、災害公営住宅整備事業債発行額は現時点で9,130万円でありまして、前年度と比較すると大幅に減少しているものでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今、企画財政課長から答弁がありました。

きょうの新聞報道だと、県内の災害公営住宅整備事業で完了したのは、計画の46%であります。亘理町は、平成26年にほぼ完了して、27年8月には大谷地の集合住宅に入居が始まったということになっております。平成26年度の災害公営住宅整備事業地方債発行は、先ほど説明ありましたけれども、11億6,920万円でありまます。そういうことを考えますと、26年度は地方債現在高が3段階であります。これは一時的で、27年度は4段階になる可能性が大きいというふうに考えますが、その点はいかがですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 本町の地方債現在高比率の指数が低下した要因につきましては、先ほど回答しましたように、今おっしゃられたように災害公営住宅整備事業にかかわる多額の借り入れでございますが、議員おっしゃるとおり、事業がほぼ完了しているということで、比率自体は確実に改善していくものと考えられます。

ただし、3段階及び4段階の評価基準が、県内市町村の単純平均値でありまして、今後の動向により変化することから、現時点では明確に申し上げることができませんが、他の県内の被災自治体においては今後、災害公営住宅整備事業が本格化する見込みでありまして、その際には多額の地方債発行が予想されることから、地方債の現在高比率の県内の市町村部単純平均値は上昇していくものと考えられます。言い換えればレベルが下がっていくものと考えられます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 最後でありますけれども、今、企画財政課長の説明がありましたけれども、このレーダーチャートは3段階、4段階につき、あくまでも県単純平均な

んですね。ですから、県の単純平均がこの基準ですので、それが悪ければ財政が幾ら上でも、県の平均から見てですからね、ですから監査意見書にもこの大きな六角形でも財政上の問題がないとは言えないと。幾らきれいな六角形でも、財政上、問題がないということは言えないというふうに監査意見書も述べております。

それで、きょう大震災から4年6カ月たちますけれども、復旧・復興に取り組むと同時に、スピードアップで取り組むと同時に、やっぱり財政分析主要指数を初めとする財政状況を鑑みて、これを十分考慮して町でも進める必要があるし、議会もチェック機能として財政状況がどうなのかを常に点検する必要があると思いますけれども、その点いかがですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今、鞠子議員おっしゃるとおり、レーダーチャートはいわゆる正六角形でありましても、財政上、何も問題がないということではございません。平成26年度決算におきましては、25年度を下回ったものの、依然、震災の復旧・復興事業の影響によりまして決算規模が増大しておりますが、事業も進んでおりまして、徐々に減少傾向にあります。

しかしながら、今後震災からの復興に対しましては最優先で現在も取り組んでおりますので、今後多額の財源を必要とすることから、より一層効率的な財政運営、それから財源の確保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

16番（鞠子幸則君） 終わります。

議長（安細隆之君） これをもって鞠子幸則議員の質疑を終結いたします。

以上で総括質疑を終了いたします。

議長（安細隆之君） お諮りいたします。

認定第1号から認定第10号までの10件については、本町議会の先例により、議長及び議会選出監査委員を除く16人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第10号までの10件については、議長及び議会選出監査委員を除く16人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、先日開催の議会運営委員会並びに全員協議会で事前協議し了承された委員を選任したいと思います。

委員長に高野孝一委員、副委員長に渡邊健一委員を選任することについて、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任について、委員長に高野孝一委員、副委員長に渡邊健一委員を選任することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の規定による権限を委任いたします。

お諮りいたします。

ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました認定第1号から認定第10号までの10件については、会議規則第45条の規定により、9月18日までに審査を終えるよう期限をつけることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第10号までの10件については、9月18日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定いたしました。

9月14日からは決算審査特別委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

なお、決算審査特別委員会につきましては、説明員の人数が多く部屋も暑くなることが予想されるため、説明員の上着着用なしでの入場を許可いたしたいと思います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時04分 散会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 熊 澤 勇

署 名 議 員 佐 藤 ア ヤ